

7

医籍の編製について

樋口 輝雄

日本歯科大学新潟生命歯学部 医の博物館

わが国では、明治16年(1883)10月の太政官布告第35号「医師免許規則」第7条により医師の医籍登録が定められた。11月に内務省は医術開業免許・歯科医術開業免許等の雛型と所定書式を示し、12月に各府県庁に「医籍編製」の要綱を指示した。翌17年の3月に中野啓覚が第1号で医籍に登録され医術開業免許が下付される。ほぼB4判大の免許は内務省所定の書式によれば、ヨコ位置、飾り罫で囲まれ中央に菊花紋章が入っている。明治39年(1906)の旧医師法・旧歯科医師法で、「医師免許証」「歯科医師免許証」の名称となるがその書式は現在も踏襲している。

『官報』17年4月22日号には医籍登録者として第1番目に中野啓覚、次いで廣瀬桂次郎の名がある。中野について『日本医籍録第一版』(大正14年)は、「安政5年2月生、明治16年東大医学部別課卒業、登録番号1号」と記す。東京都公文書館所蔵の「明治十七年回議録医師卒業証履歴証免許願之部・乙」には、16年12月に医術開業を願い出た東京大学医学部別課卒業生19名に17年3月1日付の旧内務省免許を下付したとの記録がある。一方医籍登録第2号の廣瀬桂次郎は17年1月に願い出、2月7日に東京府は内務省に一件書類を送達、内務卿山縣有朋の3月6日付決済を経て、3月27日付で医籍に登録された。

一方それまで各府県から仮免許を下付されていた従来開業医師に旧免許を返納させて、ほぼB5判大のタテ位置、飾り罫囲み菊花紋章入りの免許を明治17年4月付で交付した。所定書式によれば、免許の頭書は「何科医術開業免許」で、「明治何年何月何府県デ下付シタル何科医術開業免許ヲ諦認シ…」と記載している。また医術開業歯科試験に及第した青山千代次には17年10月30日付で「第一号ヲ以テ医籍ニ登録ス」と書かれた「歯科医術開業免許」を下付した。

つまり「医籍」には当初6系統あったことになる。すなわち1) 東大医学部卒業生で明治17年以降に医術開業願を提出した者・特許医学校(甲種医学校)卒業生・医術開業試験及第者、2) 仮免許所持の従来開業医師・従来開業医師子弟、3) 医術開業歯科試験及第者・外国歯科医学校卒業生、4) 限地開業医。そして明治18年には、5) 旧内務省免許所持者＝「旧試験」及第者・東大医学部卒業生・外国医学校卒業生・奉職履歴医＝に対して免許を返納させ、17年5月付で菊花入り新免許を交付した。明治32年7月以降は、6) 外国人医師が「外国人用医籍」に登録した。このうち1)の医籍と3)の歯科医籍が現在へと続いている。

4)の限地開業医とは、「医師免許規則」第5条「医師ニ乏キ地ニ於テハ府知事県令ノ具状ニヨリ内務卿ハ医術開業試験ヲ経サル者ト雖トモ其履歴ニヨリ仮開業免許ヲ授与スルコトアルヘシ」によるもので、免許に菊花紋章はない。17年11月5日号の『官報』によれば第1号は山形県土族の船山熊太郎で、山形県南置賜郡の一部でのみ医術開業を認可された。また、明治8年に旧試験に及第し内務省免許第5号の清水眞三は5)の医籍に2041号で登録された。鷗外森林太郎と同級で明治14年に東大を卒業した賀古鶴所は内務省免許2759号、5)の医籍では3688号である。

外国人医師の医籍登録は明治32年7月の改正条約施行による。『官報』明治32年11月29日号は、「外国人ニシテ医術開業免許ヲ授与シ医籍ニ登録セシ者」とアメリカ9、イギリス5、ドイツ2、オランダとフランス各1の医師18名、アメリカ人歯科医5名の姓名と国籍を掲載している。外国人が登録した医籍は医科・歯科共通で、第1号は米国人医師のワルデンもしくは米国人歯科医のオットフキーであろう。諸資料から推察すると、ドイツ人医師エルウィン・ベルツは第22号、ユリウス・スクリバは第23号で6)の医籍に登録された。

明治39年10月の旧医師法・旧歯科医師法の施行により『官報』39年11月21日号から医籍登録年月日、登録番号が掲載されるが、当初は登録につき多少の混乱があったようで、それらの経緯等も含め報告したい。